

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編について」 に関する第一次申し入れ

2021年12月15日「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編について」と題した提案を受けました。そこでは、今日の激変する環境に柔軟に対応していく必要があるとし「社員一人ひとりが、お客さまに近い場所で創意を発揮し、自己の成長と新たな価値創造を続けていくこと」「『安全』や『地域との関係』を維持しながら、鉄道オペレーションをサステナブルに運営すること」「成長戦略を強力に推進、収益力を強化し、変革のスピードアップを実現すること」を通じて働きがいの向上や経営体質の強化を実現していく。そのために、現業機関の再編、企画部門の再編、業務の見直しを実施する。実施日は、現業機関及び支社の再編については2022年10月、工事事務所及び本社の再編については2022年6月、業務の見直しについては組織の再編実施時に行うと謳われています。また、提案時には「JR東日本発足から35年目を迎えての最大の変革である」「お客様の変化に対応した価値を提供するという『変革 2027』のめざした姿が動き出している。この動きを加速させJR東日本グループの未来をつくりあげるために仕事と組織の新たな形をつくり出すこととした」と強調されています。

輸送サービス労組は、新型コロナウイルス感染症が私たちの生活の全てを一変させている事態に対して、JR東日本発足から34年の歴史の中で培ってきた知識と経験を活かし、地域の足として存続し続けてきた誇りをもって、安全・安心な輸送サービスを提供し続けるというJR東日本グループ事業を基礎に、鉄道の安全を最先頭で守り抜く全社員の「生命」と「健康」を守り「働きがい」「生きがい」を実感できる「現場第一主義」の企業風土をいま一度創り上げることこそが、ウィズコロナ時代を生き抜くために必要な基本原則であることを訴え続けてきました。現場では「今提案内容は、新たな仕事と組織をつくることに注力されるあまり、実際の業務実態とは大きくかけ離れた絵空事にしか過ぎない」との厳しい指摘がなされています。また「企画業務を現業機関に一部移管するとなっているが、業務量と適正な要員配置が行われるのか甚だ疑問、少ない要員で様々な業務を担うとすれば安全とサービスを軽視した効率重視である」との声も出されています。

二期連続の赤字決算が現実味を帯びる経営環境の悪化に対する対策として「コロナ」を都合よく活用し、施策を矢継ぎ早に進めていくこと自体許されるべきではありません。安全の先にある生命と健康を常に考え、利益優先のための施策ではなく「安全」「いのち」「働きがい」「生きがい」が全ての価値基軸になる施策を実現しなければなりません。これ以上コロナ禍で労働条件の不利益変更を行うとするならば、それには反対であると毅然とした態度で臨んでいくこ

とを明らかにします。

一方、このような J R 発足以来の大変革を行う施策であるならば、これまでの 34 年間の総括を十分に行ったうえで、未来を創造していくことが肝要であると考えます。具体的業務の変更等もイメージしか示されず、また、あまりにも実施日までの期間が短いことから不安を抱えながら業務に従事している状況です。現場に負担を強いるような施策の進め方には賛同することは出来ません。労働条件や労働環境が大きく変更になる内容であることから十分な労使議論を行うことを強く求めます。また、すでに経営幹部が、今施策の内容を様々な場で説明を行っていることから、労使交渉の準備は十分に整っているはずです。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

## 記

1. 『「変革 2027」の実現に向けた組織の再編について』においては「働きがい」「生きがい」を価値基軸に、自己の成長と新たな価値創造が持続可能となる施策とすること。
2. 「究極の安全」を追求し続けるために、職場に過度な競争がなく本来業務に集中できる体制を確立し、技術継承期間を明確にして安全風土と技術力の継承を行うこと。
3. J R 東日本の各系統における職名別の要員状況を明らかにするとともに、今後 10 年間の要員推移を明らかにすること。
4. 固定費割合が高い鉄道事業の構造改革に今施策がどのように寄与していくのか明らかにすること。
5. 企画業務ならびに各現業機関の業務量算出方法、社員配置する上での業務量と適正な要員数の基準を具体的に明らかにすること。なお、労働時間制や勤務指定および休日明示については、現協約に準じた運用を行うこと。
6. 本社ならびに支社から首都圏本部・東北本部へ集約する業務とは何かを明確にすること。また、現業機関等への業務内容、予算執行、管理体制など権限移譲する方法を具体的に明らかにすること。

以 上